

議員提出議案第3号

むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月14日提出

むつ市議会議長 富岡幸夫様

提出者

むつ市議会議員	中村正志
同	高橋征志
同	杉浦弘樹
同	佐藤武
同	工藤祥子
同	濱田栄子
同	櫻田秀夫
同	住吉年広
同	白井二郎
同	富岡直哉

むつ市議会議員

村 中 浩 明

同 野 中 貴 健

同 佐 藤 広 政

同 東 健 而

同 井 田 茂 樹

同 浅 利 竹二郎

同 岡 崎 健 吾

同 佐々木 隆 徳

同 佐 賀 英 生

同 大 瀧 次 男

同 佐々木 肇

同 富 岡 幸 夫

(提案理由)

本案は、議場の改修に伴い、電子採決システムが導入されたことから、表決の方法について、当該システムによる表決を可能とするため、条文を整備するほか、標準市議会会議規則の一部改正に準じ、所要の改正をするため、提案するものであります。

むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

むつ市議会会議規則（令和4年むつ市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第46条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第51条第1項、第53条第1項及び第56条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第71条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の3項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。

4 電子採決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

5 電子採決システムによる表決において、議長が表決の終了を宣告するまでの間に、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

第77条ただし書中「起立の」を「起立又は電子採決システムによる」に改める。

第78条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第81条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第101条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に

次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第115条及び第117条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第118条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第126条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第132条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の3項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。

4 電子採決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

5 電子採決システムによる表決において、委員長が表決の終了を宣告するまでの間に、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

第138条ただし書中「起立の」を「起立又は電子採決システムによる」に改める。

第139条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第140条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第142条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第144条第1項中「意見を付け」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることが

できる。

第152条中「外とう、襟巻、杖」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要があると認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第161条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

むつ市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 会議 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u> (第79条—第85条) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 (略) (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u> (第79条—第85条) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>3 (略) (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p>

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(委員会の中間報告)

第46条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第51条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。

ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第53条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第56条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(委員会の中間報告)

第46条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第51条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第53条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2・3 (略)

(起立等による表決)

第71条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。

4 電子採決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

5 電子採決システムによる表決において、議長が表決の終了を宣告するまでの間に、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押ししていない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

(簡易表決)

第77条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は電子採決システムによる方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第78条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第81条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及

2・3 (略)

(起立による表決)

第71条 (略)

2 (略)

(簡易表決)

第77条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第78条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第81条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の

びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第115条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第117条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(答弁書の朗読)

第126条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(起立等による表決)

第132条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。

4 電子採決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成の

者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第115条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第117条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(答弁書の朗読)

第126条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(起立による表決)

第132条 (略)

2 (略)

ボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

5 電子採決システムによる表決において、委員長が表決の終了を宣告するまでの間に、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

(簡易表決)

第138条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は電子採決システムによる方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第139条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第140条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

(簡易表決)

第138条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第139条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第140条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第142条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(請願の審査報告)

第144条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) 略

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要があると認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

第142条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(請願の審査報告)

第144条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) 略

2 (略)

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、杖、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。